りません」（昭和39年元旦、新年の言葉「四菩薩の跡を継ぎ」）

「若し聊爾たりとも　此の清浄無比にして護惜建立の赤誠に燃ゆる一大和合僧団創価学会に対し**実にもあれ不実にもあれ**　謬見を懐き謗言を恣にする者ありとせば　其籍宗の内外に在るを問はず全て是れ広布の浄業を阻礙する大僻見の人罪を無間に開く者と謂ふべし」（昭和三十八年七月十五日　法華講々員一般への「訓諭」）

「この六万塔とは、すなわち地涌の菩薩の六万恒河沙の菩薩が、広宣流布をする姿を、あそこに悲願として、建てたものでございます。大聖人様がご入滅後ここに六百九十年、その間、長い間に正宗のご信者の人は、みな法華講としてその広宣流布へ少しでも寄与するために、働いてこられたのでございますが、不幸にして、その当時の時代は、みな封建的時代で、ある時は徳川時代のごときは、転宗転派、宗教の宣伝すら許可されない、また許可されないのを押してすればかえって処罰される、という時代でございました。それですから、その当時の六百九十年の間に、あるいは、相当に熱烈なる信者が出て布教し、広宣流布へと邁進しておられたわけでございますが、なかなかその意志が達成できませんでした。

今、幸いに宗教の自由が許され、本当に民主的時代になった今日、ここに幸いにして、我々の法華講の大指導者が出現せられたのでございます。まことにこの時代に今日この指導者が出たということは、おそらくこの時代に広宣流布をさせんがために、仏さまがそうした、大聖人様がそうなさった、と推測するのでございます」（昭和46年9月1日、法華講富士会館創立五周年記念法要）

「一般仏教において、この後五百歳を『大集経』には仏の滅後の時代を五つに分け、各五百年として、第一の五百年を解説堅固、第二の五百年を禅定堅固、第三を読誦多聞堅固、第四を多造塔寺堅固とさあたり、第五を闘諍言訟白法隠没の時代といい、第五番目の五百年が、すなわち後の五百歳に後の一千年を像法時代といい、次の一千年を末法と普通に説くのでございます。その考えからいきまいっても、いつ末法に入ったかと申しますれば、西暦一〇五二年、我が後冷泉天皇の永承七年に末法に入ったという勘定になるのでございます。（中略）

ところが、最近の史学研究からいきますと、釈尊は西暦前四八七年に入滅した、ということになっておるのであります。そうしますと、その勘定からして仏滅後末法に入った年は西暦一五一三年、我が後柏原天皇、永正十年という年に当り、日本の戦国時代の始まりということになるのでございますそうしますと大聖人様は西暦一二二二年の出現でございますから、末法に先立つこと二百九十二年というこことになって像法時代の末期に出現したという勘定になります。

その現代的史学の研究からいきますと、大聖人様は末法の出現でない、ゆえに大聖人は末法の仏ではない。などと盛んにいう新らしがり屋がおります。しかしながらよく考えてみますと、この正像末の年代については昔から論議がたんさんあるのでございます。今仏教の辞典を引いてみますと第一に正法千年、像法千年、末法万年、第二に正法、像法各五百年、第三に正法千年、像法五百年、第四に正法五百年、像法千年、末法万年、第五番目に、これは古来から実際仏教学のほうで使用された年代で、正法は五百年、像法は千年、末法万年という説がございます。第五番目に、これは古来から実際仏教学のほうで使用の史学上の研究からいっても、ちょうど大聖人様の出現は末法の始めの出現と申しても少しもさしつかえないのでございます。末法は万年でありますからして、末法の始めの出現と申しても少しもさしつかえないのでございます。

かく考えてきますれば、**『薬王品』の後の五百歳はただ闘諍言訟白法隠没の時代を指し、この時代に広宣流布するという意味であります。そうすれば、五箇の五百年は新しい史学上においては一五一三年から以後五百年、すなわち二〇一三年までが五五百歳に当るということになるのでございます。ちょうど現在はその時代で、現在こそ広宣流布しなければならない時であり、かならずそうなるべき時であると**確信を持つものでございます」（昭和47年3月26日、法華講連合会第九回総会）

資料⑤　日顕

「近年、**創価学会の興出により、法華経本門の正法が日本乃至全世界に広く流布していることは、実に深い意義が存するのであり、どれほど仏教に通じた仏菩薩のような方でも、容易にその真相を説き尽くすことはできない**と思います。（中略）

かの七百年前の日本を舞台とする蒙古襲来の大闘諍も、大聖人の偉大なる妙法の功力を感じ、正法の根本国たる日本を守護すべき諸天善神の加護による勝利であり、また、第二次世界大戦における敗戦は、それが人類永遠の平和のため、妙法広布の因縁となる深い意義が存したものと信じます」（昭和60年元旦、「新年の辞」、『大白蓮華』）

「しかし法体の折伏に対し、**転輪聖王の如き国王あるいは大勢力者の出現と相俟って、そういう在家の立場から悪人、悪支配者を懲らしめ反省せしめる如きの社会や世界において、法の邪正を決するという形で行われるので、化儀の折伏とあります。これは現実**は僧の法体の折伏を化儀の折伏に対して四菩薩行における『摂受を行ずる時』とされ、国王の化儀の折伏を『折伏を現ずる時』と示されております。

法体の折伏は既に大聖人の御出現によって確立され、となりますが、**問題は国王による化儀の折伏です。これは大聖人御出現当時より現在、そして未来へ向かう時の流れのなかに正法を篤く信仰してその威儀を顕し、法の威光を発揚するとともに、勧善懲悪の働きをなす大人格の出現であります。**

それはその時、その時において色々です。ただし大慈悲が常に根底にあるのです。なにも国王の折伏というから直ちに武力をもって、言うことを聞かない者は死刑にしてしまうと言うような意味でやることでは絶対にないのです。ただ正法受持の因縁と大法の功徳により智徳や慈悲が充満し、そういう意味において一切の民衆を救っていくような力をもった人々、**在家のなかからそういう人が現れて、**その時に応じて家庭的、社会的、世界的な範囲において折伏する、あるいは僧として摂受の形において一切民衆の真の幸せのために法を弘め、その法に基づいて一切の民衆を導いていくという四菩薩行を常に我々は願求し精進すべきであるというように、私は拝し奉るのであります」（昭和62年3月31日「観心本尊抄」講義、正啓寺落慶法要）